

第 4 部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境、経済貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復に万全を期す必要がある。

都は平成9年に「東京都都市復興マニュアル」を、また、平成10年には「東京都生活復興マニュアル」を作成した。平成15年3月には阪神淡路大震災の検証等を実施し、二つのマニュアルを統合し「東京都震災復興マニュアル」を作成し、迅速かつ円滑に都市の復興と市民生活の再建を進める体制の整備を図っている。本市では、このマニュアルを踏まえて、災害復興に関し、次のような基本的考え方を定める。

【資料編 12 参照】

第1節 生活復興

市民の暮らしを震災前の状態に復旧し、安定した社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復を進める。

生活復興の目標	<p>(1) 第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。</p> <p>(2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにする。</p>
生活復興の推進	<p>(1) 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。</p> <p>(2) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。</p>

第2節 都市復興

人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた東村山市をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

- | |
|---|
| <p>(1) 特に大きな被害を受けた地区のみの復興に止まらず、市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。</p> <p>(2) 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい事態の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる持続的発展が可能な都市にしていくことを目標とする。</p> <p>(3) 市、市民、企業、都、国等との協働と連携による都市づくりを行う。</p> |
|---|

第2章 復興本部

復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って実施していくための組織体制であり、通常の行政組織とは別に、臨時組織として設置する。

復興本部の組織及び運営は、東京都震災復興本部の設置に関する条例、同施行規則、依命通達及び東京都震災復興本部の組織に関する要綱に準じて取り扱う。

第1節 復興本部の設置

市長は、地震により被害を受けた地域が市域で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興本部を設置する。

第2節 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する。

震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

第3節 復興本部の関連組織

本部の組織は、次のとおりである。

- (1) 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。
- (2) 本部長は市長、副本部長は副市長、本部員は市の部長等とする。
- (3) 震災の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。
- (4) 本部員の職責は、本部長の命を受け、又は復興本部会議の決定に従い、震災復興に係る事務事業を企画立案し、実施すること、担当事務事業の執行状況を本部長又は本部会議に報告すること及び本部長の特命に関することである。

第3章 震災復興計画の策定

市長は、震災後1ヶ月以内を目途に震災復興基本方針を決定し、この基本方針に基づいて震災後6ヶ月を目途に復興総合計画及び特定分野計画を定める。これを踏まえ、市では地域の実情を加味した復興基本方針、復興総合計画を策定する。

第1節 震災復興方針の策定

市長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に作成される「東京都復興基本方針」を踏まえ、都と協議しながら、「東村山市震災復興基本方針」を定め、公表する。

震災復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

- (1) 暮らしのいち早い再建と安定
- (2) 安全で快適な生活環境づくり
- (3) 雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

第2節 震災復興計画の策定

市長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、震災復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

復興計画の策定手続は、次のとおりである。

- (1) 市長は、震災復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
- (2) 市長は、震災復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後6ヶ月を目途に、復興計画を策定し公表する。

第3節 特定分野計画の策定

都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画を必要とする分野については、復興総合計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

第4節 特定大規模災害時の措置

「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく特定被災市町村となった場合は、必要に応じて都と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施するものとする。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について都知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長に対して当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。

第4章 復興の全体像

復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要である。

合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が不可欠であり、平常時から地域づくり組織がある場合はそれが母体となり、それがない場合には新たな組織づくりが必要になる。

復興のプロセスは、その担い手により「被災者個人による独自復興」「行政主導による復興」及び「地域力を活かした地域協働復興」という3つのパターンが考えられる。

第5章 地域力を活かした分野別の復興プロセス

第1節 都市復興

都及び市は、被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」や、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。

都は、「被災を繰り返さない、環境と共生した国際都市東京の形成」をめざして、広域的な観点からの都市づくりの方針等を示した震災復興グランドデザインを踏まえて、被災状況に応じた「都市復興基本計画(骨子案)」を被災後およそ2か月で公表する。

それに基づき、復興都市計画、都市復興基本計画をおよそ6か月で作成し、これらの計画に基づき、地域復興協議会などの地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。

第2節 住宅復興

都は、住宅復興のための施策として、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。

市は、これらの施策と連携して住宅の復興を推進する。

第3節 暮らしの復興

暮らしの復興を早期に実現するため保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育、消費生活に関する支援策を講じる。

ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携のもと、生活基盤・環境を創造的に形成していく。

第4節 産業復興

都は、震災からの産業の復興にあたって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、東京の産業振興を図る施策を進める。

市においてもこのため、産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

また、復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあつ旋、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

第5節 被災者総合相談窓口の設置

市は、復興対策の本格化に応じて、都及び関係機関等との連携・協力により、被災者総合相談所を設置する。